

令和3年度
(2021年度)

健康福祉部の取り組み

<部長の方針・考え方>

新型コロナウイルス感染症への対策を最優先に、枚方市の未来を創造する健康福祉施策の検討及び実践に努めます。

- ①新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、ワクチン接種の実施体制を構築し、円滑な接種を実施する。
- ②健康寿命の延伸を目指すため、市民の健康づくりや介護予防等の取り組みを進める。
- ③市民生活の安全・安心の確保を図るため、救急医療体制を再構築します。
- ④全世代にわたる市民の健康と福祉の増進を図ります。

<部の構成>

健康福祉総務課
地域健康福祉室
新型コロナワクチン接種対策室
福祉指導監査課

<主な担当事務>

- (1)健康・医療・福祉に関すること。
- (2)高齢者福祉・介護保険に関すること。
- (3)健康増進・介護予防に関すること。
- (4)母子保健に関すること。
- (5)新型コロナワクチン接種対策に関すること。
- (6)福祉関連法人の指導監査等に関すること。

具体的な取り組み： 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の実施

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図り、感染症の発症や重症化を予防するためには新型コロナウイルスワクチン接種は、重要な対策の柱となります。

ワクチン接種を希望する市民に、安全・安心に接種していただけるよう実施体制を構築し、市内の医療機関での個別接種や公共施設等を会場とする集団接種、高齢者施設等での接種を実施します。

また、円滑にワクチンを接種していただけるよう、コールセンターによる電話・FAX受付のほか、インターネット・LINEを活用した予約システムを導入するなど利便性を高めるとともに、広報ひらかたやホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、接種に関する情報を市民にわかりやすく発信します。

今後、複数のワクチンが承認された場合でも、国、大阪府、医療機関等と情報共有を行うとともに連携を図りながら対応していきます。

具体的な取り組み： 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

後期高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくために、「特定健診」や「医療レセプト」「介護保険」等の情報が集約されている国保データベース(KDB)システムを活用し、被保険者一人ひとりの状態の把握を行い、低栄養の防止や生活習慣病の重症化予防、健康状態が不明な高齢者に対する個別的な支援を行います。また、あわせて通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や健康教育、健康相談を実施するなど、生活習慣病等の重症化を予防する取り組みである保健事業と、生活機能の低下を防止する取り組みである介護予防事業の双方を一体的に実施します。

具体的な取り組み：成果連動型民間委託方式（PFS）の活用検討

健康づくり分野における取り組みが更に効率的かつ効果的に進めていけるよう、民間事業者のノウハウ等を積極的に活用し、市民サービスの向上に加え、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進、費用対効果の更なる向上を図ることが求められています。そのため、成果連動型民間委託方式（PFS）を推進している内閣府より、全国での実施状況や効率的、効果的な事業手法などの情報を積極的に得ることを通して、PFSの早期実現に向け体制を構築していきます。

具体的な取り組み：ひらかたポイントを活用した取り組み・高齢者のＩＣＴ利用の促進

がん検診の受診率向上や妊婦に対する行政支援の早期開始のために、ひらかたポイントを活用し、市民の健康増進を図ります。

また、通信事業者と連携協定を締結して高齢者に対するスマホ教室を実施し、サポート体制を構築するなど、ひらかたポイントを活用した「高齢者のＩＣＴ利用促進事業」を実施することで、市内在住の高齢者が「新しい生活様式」を実践できるよう、スマートフォンの利用促進に取り組みます。

令和３年度は、ひらかたポイントの事業委託が最終年度となっており、国のデジタル化推進等を踏まえ、来年度以降のひらかたポイント事業の新たな方向性を確立します。

具体的な取り組み：救急医療体制の整備

本市は、医療従事者が不足していると言われる中であっても、休日や夜間の急病に対応する初期救急から高度救命救急まで充実した医療体制が整備されております。引き続きこの機能を確保するとともに、老朽化した枚方市医師会館の市立ひらかた病院整備後の有効活用地への新設移転とあわせて、その新たな医師会館内に枚方休日急病診療所、北河内夜間救急センター及び枚方休日歯科急病診療所の移転・集約を進めるとともに、隣接する二次救急医療機関である市立ひらかた病院との円滑な連携を取ります。また、大規模災害時の円滑な医療救護活動等にも資することができるよう、総合的な救急医療体制の再構築に向けた整備を行います。

具体的な取り組み：成年後見制度の利用促進

成年後見制度について、地域連携ネットワークを構築するとともに、その中核となる「（仮称）枚方市権利擁護（成年後見）支援センター」を設置し、広報活動・相談活動・利用促進・後見人支援について具体的にネットワークの充実を図り制度利用を促進します。

また、高齢者の増加により成年後見制度の必要性がより一層高まっており、市民後見推進事業の充実を図り第三者後見人の新たな担い手として「市民後見人」の養成に取り組みます。